

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和八年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 オンデマンド方式により受講するクリーニング師の研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修を含む。）の開催期間

令和八年五月十九日から令和九年三月三十一日

三 オンデマンド方式により受講する業務従事者の講習の開催期間

令和八年五月十九日から令和九年三月三十一日

#### 四 受講料

イ クリーニング師の研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修を含まない。）

の受講料 五千円

ロ クリーニング師の研修（特別管理産業廃棄物管理責任者研修を含む。）の受

講料 八千円

ハ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

#### 五 その他

クリーニング師の研修のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者研修を修了した者は、特別管理産業廃棄物が生じるクリーニング所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十二条の二第八項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者となることができる。